

内閣人第  
七〇号

起案  
令和三年六月一七日

裁可	上奏	决定	令和三年六月八日
令和	令和	年	月
年	月	日	日

内閣官房長官

内閣總理大臣

内閣官房副長官



内閣總務官



内閣

内閣

麻生 国務大臣  
武田 国務大臣  
上川 国務大臣  
茂木 国務大臣  
萩生田 国務大臣

田村 国務大臣  
野上 国務大臣  
梶山 国務大臣  
赤羽 国務大臣  
河野 国務大臣

岸 国務大臣  
井上 国務大臣  
小此木 国務大臣  
加藤 国務大臣  
平沢 国務大臣

坂本 国務大臣  
西村 国務大臣  
平井 国務大臣  
丸川 国務大臣

人事院総裁を命ずる

人事官 川本 裕子

(六月二十三日付予定)

内閣

# 人 事 院 総 裁

かわもと ゆうこ  
川本 裕子

生年月日 昭和33年5月31日(63歳)

昭和57年	3月	東京大学文学部社会心理学科卒業
	4月	(株)東京銀行(現:(株)三菱UFJ銀行)入行
63年	7月	オックスフォード大学大学院開発経済学修士課程修了
	9月	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社入社
平成13年	1月	同 シニアエクスペート
16年	4月	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	6月	(株)大阪証券取引所(現:(株)日本取引所グループ)社外取締役
18年	6月	(株)ミレアホールディングス(現:東京海上ホールディングス(株))社外監査役
21年	3月	ヤマハ発動機(株)社外取締役
23年	9月	トムソン・ロイター発起人株会社理事
25年	6月	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 非業務執行取締役
26年	12月	国家公安委員会委員(令和元年12月まで)
28年	4月	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
令和2年	6月	ソフトバンクグループ(株)社外取締役
	6月	パナソニック(株)社外取締役
	10月	早稲田大学ガバナンス&サステナビリティ研究所所長(兼務)
現 職		早稲田大学大学院経営管理研究科教授 ソフトバンクグループ(株)社外取締役 パナソニック(株)社外取締役 早稲田大学ガバナンス&サステナビリティ研究所所長(兼務)

国家公務員法（抄）

（昭和二十二年十月二十一日 法律第二百二十号）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

② 人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

〔第三項及び第四項 略〕

（人事官）

第五条 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

② 人事官の任免は、天皇が認証する。

③ 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

三 第三十八条第一号又は第四号に該当する者

④ 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則で定めるところにより、人事官となることができない。

⑤ 人事官の任命については、そのうちの二人が、同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。

（宣誓及び服務）

第六条 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからなければならない。その職務を行つてはならない。

② 第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

（任期）

第七条 人事官の任期は、四年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間を在任する。

② 人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

③ 人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することができない。

(人事官の給与)

第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(総裁)

第十一 条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

② 人事院総裁は、院務を總理し、人事院を代表する。

③ 人事院総裁に事故のあるとき、又は人事院総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

(人事院会議)

第十二条 定例の人事院会議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

(第二項から第六項まで 略)

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五条 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

附 則 (抄)

第三条 第五条第五項にいう大学学部には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学学部及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含むものとする。